

令和元年度 いじめ調査の結果等について

南丹市教育委員会学校教育課

1 いじめの定義

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

【いじめ防止対策推進法 第2条】

2 いじめ調査予定

	調査期間	調査内容	備考
第1回調査	7月31日（金）迄に実施	○昨年度調査の追跡調査 ○第1回目調査	市・府調査
第2回調査	12月18日（金）迄に実施	○第1回調査の追跡調査 ○第2回調査	市・府調査
第3回調査	3月11日（木）迄に実施	○第1回追跡・第2回調査の追跡調査 ○第3回調査 ○今年度年間調査（府を通じて国へ報告）	市調査

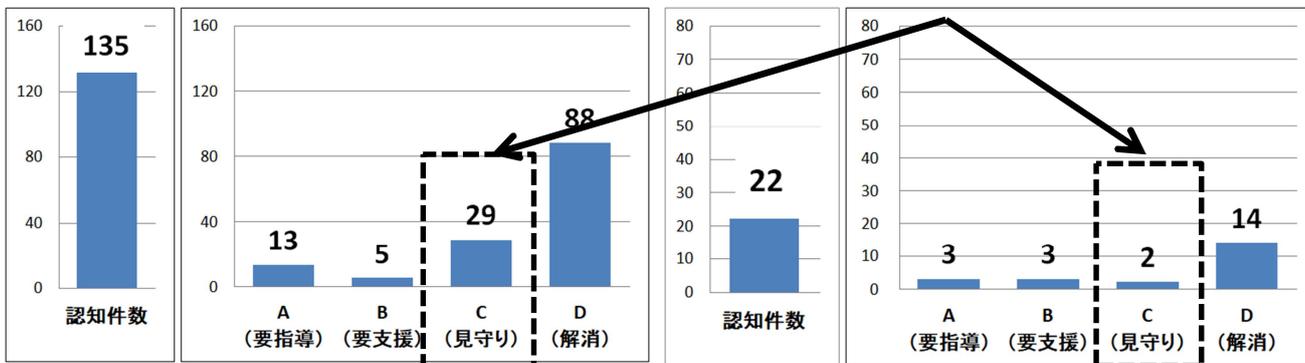
3 令和元年度いじめ調査の結果

A	要指導	いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの	未 解 消	いじめに係る行為		
				止んでいない	止んでいる	
B	要支援	いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの	解 消	心身の 苦痛 ある	3ヶ月未満	3ヶ月以上
C	見守り	いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの			A	B
D	解 消	いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの		ない	C	D

※相当の期間とは、「少なくとも3ヵ月を目安」とする

※見守り状態が3ヵ月を経過すれば、解消となる。

いじめの認知件数・区分



【小学校】

いじめの態様

【中学校】

